

注*本文書は「二八一―二」の咨覆である。

2-19-09

国王尚敬の、進貢のため都通事鄭秉哲等に付した符文

(雍正十《一七三三》、十、二十四)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。査するに、雍正十年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官温思明・正義大夫鄭儀・都通事鄭秉哲等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第二十二号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第二十三号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行に使ならしむべし。今、王府、礼字第二十一号の半印勘合符

文を給し、都通事鄭秉哲等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実^トに遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使耳目官一員 温思明 跟伴一十二名

副使正義大夫一員 鄭儀 跟伴一十二名

都通事一員 鄭秉哲 跟伴七名

在船都通事二員 鄭国陳 跟伴八名

在船使者四員 ① 王裕之 跟伴一十六名

存留通事一員 ② 東景仁 ③ 姚元孝 跟伴六名

在船通事一員 ④ 向邦俊 ⑤ 虞廷龍 跟伴四名

管船夥長・直庫四名 ⑥ 蔡宏謨 ⑦ 阮昌祖 ⑧ 金節 馬利涉 ⑨ 孫有睿 司得功

右の符文は都通事鄭秉哲等に付し、此れを准ず

雍正十年(一七三三)十月二十四日 給す

注(1) 鄭国陳 生没年不詳。宮城通事親雲上(『家譜(二)』九二五頁、

林永隆の譜。『宝案』では康熙五十五年の管船夥長(卷八)、雍

正十年の在船都通事(卷一九)として名がみえる。なお『宝案』

では「鄭国陳」とあるが、『那覇市史』第一卷九(京大「琉球資

料」二二)と蔡壙の譜には「鄭国棟」とある。

(2) 東景仁 生没年不詳。天願里之子親雲上政房(『家譜(二)』三四〇頁、蔡壙の譜)。『宝案』では雍正十年(卷一九)、乾隆三

年(卷二二)の在船使者として名がみえる。

- (3) 姚元孝 雍正十年の在船使者。
- (4) 向邦俊 雍正十年の在船使者。
- (5) 虞廷龍 雍正十年の在船使者。
- (6) 蔡宏謨 生没年不詳。久米村系蔡氏十二世(武寫家)。我謝親方。『家譜(二)』九四四頁。『宝案』では雍正十年の存留通事、乾隆五年の都通事(卷二四)、十年の護送都通事(卷二七)、十九年の正議大夫(卷三六)として名がみえる。また『球陽』には乾隆七年に初めて漢文組立役が設置され、鄭秉哲と共に表咨文並びに漢字諸公文等を撰修したとある。
- (7) 阮昌祖 康熙四十一年(一七〇二)一七三三。久米村系阮氏六世(浜比嘉家)。津花波通事親雲上。雍正二年に読書習礼のため福建に赴く。七年、進貢の都通事程允升が病故したため、都通事の代理を務め、帰国後の九年に黄冠に陞る。十年の進貢の時には二号船の小通事となるが、帰国途中、鳥頭で病故した(『家譜(二)』一七八頁)。
- (8) 金節 康熙四十六(乾隆四十年(一七〇七)七五)。久米村系金氏十二世(阿波連家)。豊里親雲上。乾隆二十九年正議大夫、三十七年申口座に陞る。雍正十年に管船夥長(大船総官)を務めた後、乾隆二年に読書習礼のため福建に赴く。七年の中国漂流民護送の総官、十五年に進貢の都通事、二十六年に中国漂流民の護送船の都通事を務めた(『家譜(二)』八三頁)。
- (9) 孫有睿 雍正十年の管船夥長。

2-19-10

国王尚敬の、進貢のため存留通事蔡宏謨等に付した執照(頭号船)(雍正十『二七三三』、十、二十四)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。茲に雍正十年の貢期に当たれば、特に耳目官温思明・正議大夫鄭儀・都通事鄭秉哲等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第二十二号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第二十三号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。所拠の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第二十二号の半印勘合執照を給し、存留通事蔡宏謨等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す、京に赴く